

保険市場の変化 ―過去 10 年と今後の展望―

キャピタスコンサルティング

植村 信保

1. はじめに

保険会社に対する監督について定めた「保険業法」は、保険契約者等の保護を目的としている。これに対し、2008 年に制定された「保険法」は保険契約における当事者間のルールについて定めたものである。ただし、保険法にも保険契約者等の保護が規定され、これらは片面的強行規定（法律の規定よりも保険契約者等に不利な内容の約款の定めを無効とする規定）とされているので、契約者保護という点で両者は共通したところがある。

2. 保険市場の変化

保険契約の締結という観点から過去 10 年間の保険市場を振り返ると、商品面では生保・損保ともに際立った変化は見られないものの、消費者が保険を購入する場とその状況は、銀行や保険ショップといった保険会社から実質的に独立した販売チャネルの台頭と、ネット環境の普及により、大きく変化した。1 社専属で保険専門の営業職員やプロ代理店と、他の金融商品とともに保険も提供する銀行、あるいは消費者の比較ニーズに応える形で品ぞろえを誇る保険ショップでは、同じ保険者と保険契約者の契約であっても、その距離感は異なるものと考えられる。

こうした市場の変化を踏まえ、2016 年に改正保険業法が施行され、保険会社に加えて保険募集人も対象にした新たな保険募集の基本的ルールが創設されたことも挙げておきたい。

3. 市場の変化と保険契約法

保険法を保険市場の変化という観点から検討する素材として、いくつかの商品・サービスを取り上げる。

第三分野の主力商品として定着した感のある終身医療保険（多くは解約返戻金がなく、無配当）について、毎年新しい商品が登場することで既契約の陳腐化が年々進んでいる現状をどう考えたらいいか。依然として損害保険市場の中核を占める自動車保険において、2011 年の参考純率改定を受けて導入された「事故あり等級」によって、いわば担保範囲の半強制的な縮減が行われたことをどう考えるべきか。一部の会社で失効取消制度や社会貢献特約といったサービスを提供するようになったのはなぜか。こうした具体的な事例を示すことで、その後の議論につなげたい。

【令和元年度 日本保険学会全国大会】

シンポジウム「保険法 10 年の経験と今後の課題」

報告要旨：植村 信保

4. 技術革新と保険契約法

次の 10 年間で踏まえると、技術革新の進展による影響は無視できないであろう。ビッグデータ等の活用によって情報の非対称性が限りなく解消するとしたら、告知の有無を問う必要がなくなるかもしれないし、むしろ保険会社がリスクを保険料率にきちんと反映しているかどうか（契約者の納得が得られるか、不当に高い保険料となっていないか、など）が問われるのかもしれない。契約者同士でグループを作り、リスクをシェアする P2P 保険のように、これまでの保険契約法では想定していないようなサービスも登場しつつある。

5. まとめ

保険法という保険取引に特化した法律が制定されてからの保険市場を見ると、市場が変化するにつれて、保険契約の当事者である「保険者」「保険契約者」の関係が多様化、複雑化していく傾向がうかがえる。外部から保険市場を長年観察してきた視点からすると、保険契約に関するルールをどう規定するかは引き続き課題として存在するのではないかと思われる。

加えて、技術革新の進展による影響も考慮すると、保険契約者等の保護のための規定を持つ保険法と、契約者保護を目的とした保険業法との関係をどう整理するかという課題も浮上してくるのではないか。